

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の関係法令に基づき、保育所等の入所、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務を行う。以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①教育・保育給付認定 ②就学前児童に係る入所申込等(申込、届出)の受理 ③申込等に係る書類審査及び入所選考 ④入所決定及び保育料決定 ⑤保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑥口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑦副食費免除の判定に必要な情報照会 ⑧保留、待機児童の管理 ⑨施設等利用給付認定 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送で通知する。</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、127の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども未来課 保育幼稚園係 電話 0833-45-1879 メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども未来課 保育幼稚園係 電話 0833-45-1879 メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーの真正性を確認している。 ・特定個人情報を含む書類は、執務室の鍵付きの書棚で保管することを徹底している。 				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定し、アクセスログを記録することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	評価書名	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務基礎項目評価書	事前	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	「下松市は、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務における～」	「下松市は、子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務における～」	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法など関連法に則り、保育所や幼稚園等に入所する支給認定者の管理、保育料の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理 ②申込等に係る書類審査及び入所選考 ③入所決定及び保育料決定 ④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑥保留、待機児童の管理 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の関係法令に基づき、保育所等の入所、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給に関する事務を行う。以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育給付認定 ②就学前児童に係る入所申込等(申込、届出)の受理 ③申込等に係る書類審査及び入所選考 ④入所決定及び保育料決定 ⑤保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑥口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑦副食費免除の判定に必要な情報照会 ⑧保留、待機児童の管理 ⑨施設等利用給付認定 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送で通知する。 	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、子ども子育て支援システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	子ども子育て支援システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「番号法第19条第7号」	「番号法第19条第8号」	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子育て支援課	こども未来部こども未来課	事後	5年経過のため評価再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども未来課長	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	「健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係」「電話 0833-45-1836」「メール kosodate@city.kudamatsu.lg.jp」	「こども未来部 こども未来課 保育幼稚園係」「電話 0833-45-1879」「メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp」	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	「健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係」「電話 0833-45-1836」「メール kosodate@city.kudamatsu.lg.jp」	「こども未来部 こども未来課 保育幼稚園係」「電話 0833-45-1879」「メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp」	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	5年経過のため評価再実施
令和7年5月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加項目	事後	新様式への移行
令和7年5月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	新様式への移行
令和7年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 8、94項平成26年内閣府・総務省令第5号第8条	番号法第9条第1項 別表9、127の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第68条	事後	
令和7年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】13,116項	1. 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし) 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、155の項	事後	